

- 1 はじめに
- 2 世界経済の構造変化と日本の複合的危機
- 3 国際経済連携の遅れとわが国産業の競争力の低下
- 4 東アジアの経済統合における人の移動の役割
- 5 日本国内の地域経済の発展と外国人雇用
- 6 出入国管理政策の展望と政策課題
 - (1) 緊急に対処が必要な課題
 - (2) 中期的に対処が必要な課題
 - (3) 経済活性化と連動した長期的措置
- 8 包括的な移民・外国人政策の可能性
- 9 おわりに

2011年の日本経済は、東日本大震災後だけでなく、歴史的な円高、原発の停止とエネルギー制約の高まり、食品の安全性への危惧、48年ぶりの貿易赤字と経済成長率低下など、複合的な災難に見舞われた。

既に、これに先立つ2008年9月の世界経済危機の発生以後、わが国はデフレと人口減少・高齢化に歯止めがかからず、雇用の非正規化の進展、名目所得の低下や地域間格差の拡大傾向が続き、明るい日本の未来を描くことが次第に困難になっていた。

しかしながら、今世紀になり、日本と東アジア、特に中国との経済関係の深化は、貿易や投資の活発化だけでなく、多様な人的交流の進展とともに進んだ。この事実は、経済統合の進展が多様な人的交流の拡大を伴い、国内の地域経済の活性化をもたらすことを示唆する。

同じ時期に、日本国内の少なからぬ地域・自治体が、外国人との共生なしに地域の再生はあり得ないということを経験してきた。この現実が、過去10年余、地域での共生を促進する外国人政策の改革の重要な原動力となってきた。

ところが、日本の国際的な経済連携の戦略は、農業保護などがネックになり、ますます遅れが目立っている。2012年に限れば、東日本大震災の復興需要から、かろうじて日本の景気は上向きに維持されよう。しかし、その間にも、国内地域の産業競争力は一層低下する可能性がある。隣国・韓国は、EU及び米国とのFTA締結により、国内の輸出競争力を高めている。ところが、日本では、企業の海外移転が拡大し、地域から産業と人口が共に流出し、地域経済が一層疲弊する恐れがある。

こうした厳しい状況にかかわらず、日本各地で、東アジアを中心に世界経済とのつながりを拡大・強化する取組もあり、これが外国人との共生を進める動きとあいまって、将来に希望をつなぐものとなっている。

経済学的な実証分析としては、外国人雇用が、受入れ国の労働市場の需給調整だけでなく、その国・地域の産業競争力の強化に、如何に貢献しているかは、まだ解明の途上にある。しかし、これまでの研究から、以下のことは言えよう。

第1に、国際経済連携は、自由貿易協定の締結だけで進展するものではなく、例えば、ビジネスマン、観光客、留学生、専門職、管理職など多様な双方向的な人材移動が前提となっており、国際的な経済連携や企業の多様な人材活用を可能にするのである。

第2に、急速な国際経済の変化を背景に、労働需要の変化が急速で、国内の労働供給が迅速に対処できない。競争激化や家族の規模及び機能の低下から、非労働力化する人々も増加する。こうして、広義の労働需給ミスマッチが拡大し、これを埋めるべく外国人雇用が増加している。

こうしたなかで、出入国管理政策を、世界経済の動向、地域経済の活性化や国際経済連携と連動させ、社会統合政策との連携により、包括的な移民・外国人政策に発展させることが展望される。

このうち、当面実施すべき措置として、例えば、新たな経済危機に対処するため、外国人の出入国管理と、国内での外国人の権利・義務関係の確保とが連動する仕組みを起動させる。具体的には、①2012年7月に施行される改正住民基本台帳と2007年10月施行の外国人雇用状況届を連動させ、雇用保険・社会保険加入や安定雇用を促進するため、地域でハローワークと自治体の共同組織による支援の仕組みを整備する、②外国人雇用は、原則として雇用保険及び社会保険加入義務のある雇用でなくてはならない旨の規定を入管法上に定める必要がある。なお、本条項は、雇用保険・社会保険の適用範囲の拡大や家族構成により、柔軟に適用する。

また、5年程度で実現すべき措置としては、③定住する可能性のある外国人が、生活・就労又は就学に必要な実用日本語を習得できるように、日本語標準、評価方法、日本語教員資格などを整備し、日本語を習得する機会を保障する「制度的インフラ」を整備する。具体的には、能力標準の開発を既に実施している関係機関と自治体がコンソーシアムを創設し、国は日本語能力標準や測定方法の策定を例えば3年程度で行うように支援する。作成された標準案を2年程度で、地域で実験的に導入して改善し、必要な財政負担や人材養成や教員資格など「制度的インフラ」整備の全体像を提案する。これを踏まえ、関係省庁は実用的な日本語標準の整備等に関する法律案を策定し、同時に、入管法及び国籍法の改正案を作成し、永住権・国籍取得に当たり、最低必要な日本語能力を明記する。なお、高度人材の「ポイント制」にも、この標準を反映させる必要がある。

さらに、地域労働市場の動向に配慮し、④若年層の参入が減少しているテクニシャン職種について、一定水準以上の専門学校を卒業した外国人に対し、「技術」の在留資格を発給し、10年の実務経験年数の要件を適用しない、⑤地域労働市場において、定期的に、「求人充足が困難な職種別人材リスト」を作成し、その一定数に限り、外国人人材の養成、日本語教育及び就労支援を行い、その就労を一定期間は一定地域に限定する在留資格を発給する仕組みを整備すべきである。この場合、技能実習制度で受け入れてきた外国人の一部は、本制度に移行する。わが国との経済連携協定の締結と連動して、⑥締約国との間で、特定された企業からの商用目的の移動や特定の大学間交流による研究者や学生の移動の手続きを円滑化し、投資促進の観点から外国人学校に対し支援を行うなどの措置を実施することが検討されるべきである。なお、既に経済連携協定の中で受入れている外国人の看護師・介護福祉士については、これら分野の就労に必要な実用的な日本語標準の確立を前提とした場合、実用的な日本語能力の試験と外国語による国家試験を組合せる改革提案も考慮されるべきである。

(主要参考文献)

-井口泰 (2011a) 「外国人政策の改革—労働・社会保障から日本語学習まで」『ジュリスト』2011年1月1・15日号

-井口 泰 (2011b) 『世代間利害の経済学』八千代出版

-井口 泰 (2011c) 「移住をめぐる政策調整の現状と包括的移住政策機関設立の可能性」移住連発行『国際移住者デー記念シンポジウム 2011 包括的移民政策の構築に向けたロードマップ報告原稿集』31-35 ページ